

給与演習問題（解答）

- 1 令和8年8月1日（土）に月額47,500円の借家に転居し、8月3日（月）から四輪自動車を使用して片道15.0kmの経路で通勤を開始した場合の通勤・住居手当の支給額と支給開始月を求めてください。また、事実発生日をそれぞれ記入してください。なお、これらに係る届出は15日以内にされているものとします。

（参考：通勤手当認定マニュアルP5-1、P10、令和8年度版給与等事務便覧 P34、住居手当認定マニュアルP7、P10、P11）

通勤手当額 9,800 円 支給開始月 令和 8 年 9 月
（事実発生日：令和8年8月2日）

住居手当額 23,200 円 支給開始月 令和 8 年 8 月
（事実発生日：令和8年8月1日）

$(47,500 - 23,000) \times 1/2 + 11,000 = 23,250 \Rightarrow 23,200$
（100円未満切り捨て）

- 2 令和8年2月から八戸市営バス（6か月定期）通勤での通勤手当を支給しています。令和8年4月13日から通勤方法を変更することになり、定期券の払戻しにより、通勤手当の返納が生じました。この時の返納額を求めてください。なお、異動はないものとします。

（参考：通勤手当認定マニュアルP25～26）

- ◇6か月定期料金：56,700円
- ◇3か月定期料金：29,930円
- ◇1か月定期料金：10,500円
- ◇片道運賃：250円
- ◇払戻手数料：500円

返納額 11,700 円

通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月（5月）の前月（4月）の末日に定期券を払戻ししたものととして返納額を計算することになる。

$56,700 \text{ 円（購入金額）} - 44,500 \text{ 円（使用分金額} \times 1 \text{）} - 500 \text{ 円（払戻手数料）}$
 $= 11,700 \text{ 円}$ ↓ 2月 3月 4月の日数
〈※1〉 $250 \text{ 円（片道運賃）} \times 2 \text{（往復）} \times (28 + 31 + 30 \text{ 日}) = 44,500 \text{ 円}$

3 特殊勤務手当に関する事務処理で正しいものをすべて選んでください。

(参考：令和8年度版給与等事務便覧P97、98)

- A 生徒に対する指導業務により部活動指導手当の支給要件に該当する職員に対して、日額2,600円の手当を支給した。
× 生徒に対する指導業務は日額3,900円
- B 学年主任と教務主任を兼任している職員も1日200円の教育業務連絡指導手当しか支給されない。○ 併給不可のため兼任しても1日200円
- C 特別支援学級を除く学級を2人の職員で担任したとき、支給される学級担任に係る手当は職員一人あたり1,500円となる。
○ 学級を2以上の職員で担任する場合にあたっては、3,000円をその月においてその学級を担当する職員の数で除して得た数となる。
- D 定年前再任用短時間勤務職員等ではない特別支援学級の担当職員について、月の勤務日が15日だったため特別支援教育手当として9,000円を支給した。
× 特別支援教育手当の月額12,600円であり、月の勤務日が15日未満の場合は日額600円の支給となる。今回の場合、勤務日数が15日以上であるため、12,600円が支給される。
- E 校長が3泊4日の修学旅行を引率した際に支給される手当は20,400円である。※4日の勤務時間はすべて7時間30分以上とする。
× 校長は支給対象職員ではない。

B, C

4 それぞれの職員が子を養育している場合の児童手当の1か月分の支給額を求めてください。

(参考：資料P13)

- 職員A 養育している子(16歳、2歳、1歳)
●職員B 養育している子(19歳、11歳、2歳)

職員A: 55,000 円

職員B: 40,000 円

職員A

16歳: 10,000円(第1子・支給対象児童)

2歳: 15,000円(第2子・3歳未満)

1歳: 30,000円(第3子・3歳未満)

職員B

19歳: 支給対象にあたらぬ(第1子・支給要件児童)

11歳: 10,000円(第2子・支給対象児童)

2歳: 30,000円(第3子・3歳未満)

5 以下の職員について、複数の添付書類から正しいものを選び、その添付書類をもとに扶養親族届に記入をして、完成させてください。また、手当の始期・終期を求めてください。ただし、添付書類はすべて事実発生日から15日以内に教育事務所に届いたものとする。

(参考：資料P9～11、令和8年度版給与等事務便覧P28、29、188、189、扶養手当の届出に係る添付書類について、記入例1、記入例2、記入例3)

1. 三上 北男（ミカミ キタオ）

届出の理由

配偶者が子を出生したため、新たに扶養にいれる。

※職員と配偶者の収入の差は1割未満

- ・三上北男（本人）：八北小学校（三八・上北管内）の教諭
居所は青森県八戸市尻内町上北2-3-1
- ・三上南女（配偶者）：上八小学校（三八・上北管内）の教諭
居所は本人と同じ
育児休業 R8.6.27～R10.3.31
子の出生日 R8.5.1

※回答は別紙参照

2. 三八 上男（サンパチ カミオ）

届出の理由

扶養していた18歳の長男が9月1日付けで就職することになったため扶養からはずす。

- ・三八上男（本人）：三上小学校の校長。居所は青森県八戸市尻内町三八1-2-3
- ・三八長男（長男）：台仙エレキ工業(株)へ就職。居所は宮城県仙台市泉区4エレキハウス201

※回答は別紙参照

3. 上北 三男（カミキタ ミツオ）

届出の理由

配偶者が子を扶養していたが、八上小学校教諭を退職し、パート勤務となった。そのため収入減となり、所得が逆転したため、主たる扶養者を変更する。

- ・上北三男（本人）：北八小学校（三八・上北管内）の教諭
居所は青森県八戸市尻内町上北3-2-1
- ・上北八女（配偶者）：八上小学校（三八・上北管内）の教諭を退職
居所は本人と同じ
退職日 R8.3.31
就職先 八戸グリーンサービス株式会社
就職日 R8.4.1

※回答は別紙参照